

第13回全世代型社会保障構築会議 提出意見

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための
健康保険法等の一部を改正する法律案(医療法改正部分)について

2023年2月24日

全世代型社会保障構築会議構成員

(上智大学総合人間科学部 教授 / 一般社団法人未来研究所臥龍 代表理事)

香取 照幸

全世代型社会保障構築会議報告書の内容と法案との対比

～報告書の内容はどこまで法案に反映されているか～

全世代型社会保障構築会議 報告書(2022年12月16日)抄

今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少を見据え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備は不可欠であり、その早急な実現に向けて、以下に整理した基本的な考え方のもとで、必要な措置を講ずるべきである。

その際には、国民・患者から見て、①一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要がある。

また、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進めるにあたっては、医療従事者、特に医師の育成やキャリアパスの在り方について、大規模病院の果たす役割も含めて検討すべきである。さらに、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで、②地域包括ケアの中で、地域のそれぞれの医療機関が地域の実情に応じて、③その機能や専門性に応じて連携しつつ、かかりつけ医機能を発揮するよう促すべきである。

・かかりつけ医機能の定義については、現行の医療法施行規則13に規定されている「④身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う機能」をベースに検討すべきである。

・こうした機能の一つとして、日常的に高い頻度で発生する疾患・症状について幅広く対応し、オンライン資格確認も活用して⑤患者の情報を一元的に把握し、⑥日常的な医学管理や健康管理の相談を総合的・継続的に行うことが考えられる。そのほか、例えば、⑦休日・夜間の対応、他の医療機関への紹介・逆紹介、在宅医療、介護施設との連携などが考えられる。

このため、医療機関が担うかかりつけ医機能の内容の強化・向上を図ることが重要と考えられる。また、これらの機能について、⑧複数の医療機関が緊密に連携して実施することや、その際、地域医療連携推進法人の活用も考えられる。

趣旨

- かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に組み込まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
 - ・ 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、
 - ・ 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

概要

(1) 医療機能情報提供制度の刷新（令和6年4月施行）

- かかりつけ医機能（「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義）を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

(2) かかりつけ医機能報告の創設（令和7年4月施行）

- 慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能（①日常的な診療の総合的・継続的实施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など）について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることとする。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

(3) 患者に対する説明（令和7年4月施行）

- 都道府県知事による（2）の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

かかりつけ医機能が発揮される制度整備の骨格

- 国民・患者はそのニーズに応じて医療機能情報提供制度等を活用して、かかりつけ医機能を有する医療機関を選択して利用。
- 医療機関は地域のニーズや他の医療機関との役割分担・連携を踏まえつつ、かかりつけ医機能の内容を強化。

国民・患者の医療ニーズ

- ◆ 日常的によくある疾患への幅広い対応
- ◆ 休日・夜間の対応
- ◆ 入院先の医療機関との連携、退院時の受入
- ◆ 在宅医療
- ◆ 介護サービス等との連携 等

医療機能情報提供制度 (H18)

イメージ図	入院	病床機能報告(H26)	
	外来	有床診・病院	外来機能報告(R3) (紹介受診重点医療機関の確認)
		無床診	かかりつけ医機能報告(新設)
	在宅		

制度整備の内容

医療機能情報提供制度の刷新

- 医療機関は、国民・患者による医療機関の選択に役立つわかりやすい情報及び医療機関間の連携に係る情報を都道府県知事に報告
 - ① 情報提供項目の見直し
 - ② 全国統一のシステムの導入

かかりつけ医機能報告による機能の確保

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表(※)。
- あわせて、外来医療に関する地域の協議の場で「かかりつけ医機能」を確保する具体的方策を検討・公表。

※ 医師により継続的な管理が必要と判断される患者に対して、医療機関が、提供するかかりつけ医機能の内容を説明するよう努めることとする。

今回の医療法改正に盛り込まれている内容は、報告書が提起している事項の一部にとどまっている。



今回の制度改正はあくまで「かかりつけ医機能が発揮される制度整備」の第一歩。

引き続き必要な制度整備・政策遂行に尽力してほしい。

会議報告を踏まえた「今後取り組むべき課題」

:患者による選択

かかりつけ医は患者が選ぶもの、という視点の明確化。
(「報告制度」についての規定にとどまっていた、患者の選択の保障・支援に関する制度整備が不十分)

:かかりつけ医機能の定義

「医療の提供」以外の様々な機能(「地域包括ケアの中で発揮されるべき機能」など)の明確化・規定整備

:かかりつけ医機能(報告)の対象が「慢性疾患を有する者(≒高齢者)」に限定されている。

かかりつけ医機能は、健康な現役世代にとっても(にとってこそ)重要。コロナ禍で問題になったのも、健康な人にかかりつけ医がいなかったこと。

:「患者国民の医療ニーズ(=かかりつけ医が果たすべき機能役割)」の例示が極めて限定的。

かかりつけ医療機関に多様な役割があることは、厚労省自身が指摘してきたこと。

:かかりつけ医機能は医療機関の連携・ネットワークで実装する、という視点の明確化

:情報連携・PHRなど医療情報基盤の整備促進

本事例集では、各地域でかかりつけ医機能を発揮していると考えられる事例を紹介しています。各医療機関・団体等の取組内容についてすべては紹介しきれないため、ポイントを絞って紹介しております。下表に事例を一覧にしていますので、ご活用ください。

本書で特に焦点を当てた取組について●をつけています。(●がなくても、取組が行われていないということではありません)

分類	No	事例名	場所	かかりつけ医の役割													
				医療機関連携			保健			介護・福祉との連携	休日夜間・24時間対応	在宅医療	看取り	多職種連携	有事対応	医師のキャリア支援	その他
				診診連携	病診連携	病病連携	母子保健	学校保健	産業保健								
診療所	1	北海道家庭医療学センター	北海道	●	●					●	●				●	●	
	2	医療法人はちのへファミリークリニック	青森県	●					●		●	●				●	
	3	医療法人財団はるか会 あおぞら診療所新松戸	千葉県		●		●				●	●				●	
	4	医療法人社団健育会さとう小児科医院	千葉県				●	●								●	
	5	医療法人社団悠翔会	東京都	●	●					●	●	●					
	6	医療法人社団はとりクリニック	神奈川県	●	●			●									
	7	医療法人社団オレンジ オレンジホームケアクリニック	福井県							●	●	●				●	
	8	医療法人 SIRIUS いしが在宅ケアクリニック	三重県						●	●	●	●	●				
	9	社会医療法人祥和会沖野上クリニック	広島県	●	●		●		●	●						●	
病院	10	医療法人博仁会志村大宮病院	茨城県		●	●			●		●					●	
	11	医療法人大誠会内田病院	群馬県						●			●	●				
	12	医療法人池慶会池端病院	福井県		●	●			●	●	●	●					
	13	社会医療法人財団葛泉会相澤東病院	長野県		●	●			●								
	14	医療法人社団恵仁会なぎ辻病院	京都府		●	●			●	●						●	
	15	社会医療法人祐愛会織田病院	佐賀県		●	●			●	●	●		●	●		●	
地域の連携	16	一般社団法人釜石医師会	岩手県	●	●	●							●				
	17	一般社団法人柏市医師会(柏モデル)	千葉県	●	●				●	●	●		●				
	18	一般社団法人豊田加茂医師会	愛知県		●						●					●	
	19	一般社団法人福岡市医師会	福岡県	●	●				●		●	●				●	

「かかりつけ医機能に関する事例集」より (厚生労働省「令和3年度かかりつけ医機能の強化・活用にかかわる調査普及事業」報告)

- ：「かかりつけ医の役割」には多様なものがある。
- ：その全てを単独で担い切れている事例はない。
- ：地域の連携でかかりつけ医機能を担っている例もある。

(医療ニーズの変化への対応)

◆ 高齢化を踏まえた医療・介護提供体制、 高齢者医療・介護保険制度の一体的運用

- ・ **プライマリ・ケア(かかりつけ医)機能を起点とした医療と介護のシームレスな連携とサービス提供**

◆ かかりつけ医機能の充実

- ・ 病院、専門医、在宅医療、介護など**地域連携グループの構築および多職種連携**
- ・ **アウトカムデータの蓄積による医療の質の向上**

(加入者サービスの充実等)

◆ 健保組合とかかりつけ医のコラボレーション による加入者へのサービス提供

- ・ **かかりつけ医(地域連携グループなど含む)との連携のもと、質を担保した保険診療・保健サービスの提供、情報提供等**

保険者の視点

健康保険組合連合会の2040年を視野に入れた医療保険制度等の将来像に関する有識者検討委員会で検討中の内容からの抜粋

:かかりつけ医機能に「医療介護のシームレスな連携」の役割を期待

:病診連携・在宅医療・医療介護連携による地域での連携構築・多職種連携によるかかりつけ医機能の充実やアウトカムデータ蓄積による医療の質の向上について指摘

:かかりつけ医とのコラボレーションによる加入者(=現役世代)へのサービスの充実を志向